

広島県水道広域連合企業団管理規程第1号

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月11日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団就業規則の一部を改正する規則

広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(特別休暇) 第32条 (略)		(特別休暇) 第32条 (略)	
休暇を受ける場合	期間	休暇を受ける場合	期間
(略)	(略)	(略)	(略)
(16) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である企業職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う企業職員が当該企業職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次のア若しくはイに掲げる企業職員が当該ア若しくはイに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 義務教育終了前の	一の年において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はアに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。	(16) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である企業職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う企業職員が当該企業職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次のア若しくはイに掲げる企業職員が当該ア若しくはイに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 義務教育終了前の	一の年において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はアに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。

子等を養育する企業職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項 (ア) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。 (イ) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話 (ウ) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席 (エ) <u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けさせること。</u> イ 義務教育終了前の子等以外の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）を養育する企業職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。		子等を養育する企業職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項 (ア) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。 (イ) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話 (ウ) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席 イ 義務教育終了前の子等以外の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）を養育する企業職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。	
(略)	(略)	(略)	(略)
2—13 (略)		2—13 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。